# 国立研究開発法人産業技術総合研究所個人情報の保護に関する規程

令03規程第38号 (27規程第87号の全部改正) 令和4年3月29日

### 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 管理·責任体制 (第3条-第11条)
- 第3章 教育研修(第12条)
- 第4章 役職員等の責務(第13条)
- 第5章 個人情報等の取扱い
  - 第1節 個人情報等の利用等(第14条-第26条)
  - 第2節 個人番号・特定個人情報・特定個人情報ファイルの利用・要求等の制限(第27条 - 第32条)
  - 第3節 個人情報等の安全管理措置等(第33条-第39条)
  - 第4節 情報システムにおける安全の確保等(第40条-第55条)
  - 第5節 情報システム室等の安全管理 (第56条・第57条)
  - 第6節 業務の委託等 (第58条)
  - 第7節 安全管理上の問題への対応 (第59条・第60条)
- 第6章 個人情報ファイルの保有に関する事前通知等(第61条-第64条)
- 第7章 個人情報保護窓口の設置等及び苦情処理(第65条-第67条)
- 第8章 監査及び点検の実施(第68条-第71条)
- 第9章 雑則 (第72条-第74条)

附則

# 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)における個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき必要な事項等を定めることにより、研究所の業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること及び個人番号その他の特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- 二 個人情報データベース等 法第16条第1項に規定する個人情報データベース等をいう。
- 三 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 四 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- 五 個人情報ファイル 法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。
- 六 要配慮個人情報 法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。
- 七 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 八 仮名加工情報 法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。
- 九 匿名加工情報 法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。
- 十 個人関連情報 法第2条第7項に規定する個人関連情報であって、個人関連情報データベース (法第16条第7項に規定する個人関連情報データベース等をいう。)を構成するものをいう。
- 十一 行政機関等匿名加工情報 法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- 十二 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- 十三 特定個人情報 番号法第2条第6項に規定する特定個人情報をいう。
- 十四 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- 十五 個人番号利用事務 番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。
- 十六 個人番号関係事務 番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。
- 十七 個人情報等 個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報、個人関連情報及び個人番号をいう。
- 十八 部門等 国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程(26規程第72号。以下「組織規程」という。)第3章に規定する組織及び組織規則(26規則第6号)第5条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び同規則第6条に規定する連携研究ラボをいう。
- 十九 部室等 組織規則の規定により各部門等に設置される部、室、チーム、研究チーム、研究グループ、センター等をいう。
- 二十 役職員等 研究所の役員、職員、契約職員及び研究所の業務を行う者であって役員、職員、契 約職員以外の者をいう。
- 二十一 安全管理対象情報 組織規則第17条第1号に規定する立入検査に関する事務及び国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程(16規則第38号)第6章に規定する比較検査に関する事務における取扱いにあっては保有個人情報を、それ以外の取扱いにあっては個人データをいう。

#### 第2章 管理·責任体制

(総括個人情報保護管理者)

- 第3条 研究所に、総括個人情報保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)1人を置き、総務本 部長をもって充てる。
- 2 総括保護管理者は、研究所における個人情報等の管理に関する事務を総括する。 (副総括個人情報保護管理者)
- 第4条 研究所に、副総括個人情報保護管理者(以下「副総括保護管理者」という。)1人を置き、情報公開・個人情報保護推進室長をもって充てる。
- 2 副総括保護管理者は、総括保護管理者の命を受けて、総括保護管理者を補佐する。

(部門等個人情報保護責任者)

- 第5条 部門等に、部門等個人情報保護責任者(以下「部門等保護責任者」という。)1人を置き、部門等の長をもって充てる。
- 2 部門等保護責任者は、その置かれる部門等(以下「当該部門等」という。)における個人情報等の 適切な管理を確保する。この場合において、個人情報等を情報システム(国立研究開発法人産業技術 総合研究所情報セキュリティ規程(28規程第52号。以下「情報セキュリティ規程」という。)第2条 第2号の情報システムをいう。以下同じ。)で取り扱うときは、同規程第12条第2項の規定により当 該情報システムを管理する情報セキュリティ責任者と連携して、その任にあたるものとする。

(部門等個人情報保護副責任者)

- 第6条 部門等保護責任者は、必要と認めるときは、当該部門等に所属する職員及び契約職員 (以下「職員等」という。)のうちから部門等個人情報保護副責任者(以下「部門等保護副責任者」 という。)を指名し、当該部門等に置くことができる。
- 2 部門等保護副責任者は、部門等保護責任者の命を受けて、当該部門等保護責任者を補佐する。 (部室等個人情報保護責任者)
- 第7条 部室等に、部室等個人情報保護責任者(以下「部室等保護責任者」という。)を置き、各部室等の長をもって充てる。
- 2 部室等保護責任者は、部門等保護責任者の命を受けて、当該部室等における個人情報等の管理に関する事務を行う。

(個人情報事務取扱主任)

- 第8条 部門等に、1人又は2人以上の個人情報事務取扱主任(以下「取扱主任」という。) を置き、当該部門等の部門等保護責任者がその部門等に所属する職員のうちから指名する。ただし、研究ユニット(組織規程第17条に規定する研究ユニットをいう。以下同じ。) にあっては、当該研究ユニットに係る事務を行う業務部又は業務室の長が、当該業務部又は業務室の職員のうちから指名する者をもって充てることができる。
- 2 取扱主任は、当該部門等における個人情報等の管理の記録に関する事務を行う。 (特定個人情報等事務取扱担当者)
- 第9条 個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う部門等に特定個人情報等事務取扱担当者(以下「特定個人情報等担当者」という。)を1人又は2人以上置き、部門等保護責任者がその部門等に所属する職員等のうちから指名する。
- 2 特定個人情報等担当者は、当該部門等における特定個人情報等を取り扱う事務を行う。
- 3 部門等保護責任者は、第1項の規定により特定個人情報等担当者を指名したときは、その役割を指 定しなければならない。
- 4 部門等保護責任者は、特定個人情報等担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定しなければならない。

(特定個人情報等の適切な管理のための連絡及び調整)

- 第10条 総括保護管理者は、次に掲げる体制を整備する。
  - 一 特定個人情報等担当者が法及び番号法並びにこの規程(以下「個人情報保護法等」という。)に 違反している事実又は兆候を把握した場合の役職員等から部門等保護責任者及び総括保護管理者

(以下「総括保護管理者等」という。) への報告連絡体制

- 二 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の役職員等から総 括保護管理者等への報告連絡体制
- 三 特定個人情報等を複数の部門等で取り扱う場合の各部門等の任務の分担及び責任の明確化
- 四 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制 (個人情報等の適切な管理のための委員会)
- 第11条 総括保護管理者は、個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、管理委員会を組織することができる。
- 2 管理委員会は、総括保護管理者のほか、前項の重要事項に関係する部門等保護責任者、部室等保護 責任者等をもって構成する。
- 3 総括保護管理者は、管理委員会を組織したときは、定期に又は随時にこれを招集する。 第3章 教育研修

(教育研修)

- 第12条 総括保護管理者は、個人情報等の取扱いに従事する役職員等に対し、個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。
- 2 総括保護管理者は、個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する役職員等に対し、個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。ただし、総括保護管理者が認める場合にあっては、情報セキュリティ規程第28条に定める情報セキュリティに関する教育を受けさせることをもってこれに代えることができる。
- 3 総括保護管理者は、部門等保護責任者、取扱主任、特定個人情報等担当者等に対し、部門等の現場 における個人情報等の適切な管理のための教育研修を行うものとする。
- 4 部門等保護責任者は、当該部門等に所属する役職員等に対し、個人情報等の適切な管理のために、 総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与するとともに、研修未受講者に対して再受 講の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 職員の責務

(役職員等の責務)

- 第13条 役職員等若しくは役職員等であった者は、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならない。
- 2 役職員等は、個人情報保護法等の趣旨に則り、これらに関連する法令、規程等の定め及び総括保護 管理者、部門等保護責任者等の指示に従い、個人情報等を取り扱わなければならない。

第5章 個人情報等の取扱い

第1節 個人情報等の利用等

(個人情報の利用目的)

第14条 研究所が個人情報データベース等を事業の用に供する前に、部門等保護責任者は、当該個人情報データベース等を構成することとなる個人情報の利用の目的(以下「利用目的」という。)をでき

る限り特定しなければならない。

2 研究所は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認 められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

- 第15条 研究所は、法第18条第3項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、 前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならな い。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究所は、学術研究の用に供する目的(以下「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるときは、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができる。

(不適正な利用の禁止)

**第16条** 研究所は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

- 第17条 研究所は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 2 研究所は、法第20条第2項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配 慮個人情報を取得してはならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究所は、要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるときは、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、当該要配慮個人情報を取得することができる。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第18条 研究所は、法第21条第4項各号に掲げる場合を除くほか、個人情報を取得した場合は、あらか じめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表 しなければならない。
- 2 研究所は、法第21条第4項各号に掲げる場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、本人との間で 契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。) に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個 人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただ し、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 研究所は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を併せて明 示するものとする。
  - 一 個人情報の取扱いの担当者又はその代理人の氏名、職名、所属及び連絡先
  - 二 個人データの第三者提供を行うことが予定される場合には、その目的、当該情報の受領者又は受 領者の組織の種類及び属性
  - 三 本人の同意に基づいて外国にある第三者(法第28条第1項に規定する外国にある第三者をいう。) への個人データの提供を行うことが予定される場合には、同条第2項に規定する本人に参考となる べき情報
  - 四 外国にある第三者が相当措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報の保護に関する

法律施行規則(以下「施行規則」という。)第16条で定める基準に適合する体制を整備している者であることを理由として個人データの提供を行うことが予定される場合には、同条第3項に規定する必要な措置に関する情報

- 五 個人データの取り扱いを委託することが予定される場合にはその旨
- 六 本人が個人情報を届け出ることの任意性及び当該情報を届け出ない場合に本人に生じる結果
- 4 研究所は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(データ内容の正確性の確保等)

- **第19条** 研究所は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- 2 研究所は、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(第三者提供の制限)

- 第20条 研究所は、法第27条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、法第27条第5項各号に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。
- 2 研究所は、法第27条第5項第3号に規定する特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合において、同号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、研究所は、個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のため やむを得ないときは、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、当該個人データを 第三者に提供することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、研究所は、共同して学術研究を行う第三者に個人データを学術研究目的で提供する必要があるときは、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 5 研究所は、法第28条第1項に規定する外国にある第三者に個人データを提供する場合には、法第27 条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同 意を得なければならない。
- 6 研究所は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、施行規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 7 研究所は、個人データを、外国にある第三者が相当措置を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則第16条で定める基準に適合する体制を整備している者であることを理由として当該第三者に提供した場合には、施行規則第18条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供等をする際の記録の作成等)

- 第21条 研究所が個人データを第三者に提供したときは、部門等保護責任者は、第三者提供等に係る記録を作成しなければならない。ただし、個人データの提供が法27条第1項各号又は第5項各号に該当する場合はこの限りではない。
- 2 前項の記録は、法27条第1項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人 に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書 面に記録すべき事項が記載されているときは、当該書面をもって第三者から個人データの提供を受け たときの記録に代えることができる。
- 3 法第27条第1項に基づく本人の同意を得て個人データを第三者に提供した場合は以下の事項を記録 するものとする。
  - 一 当該本人の同意を得ている旨
  - 二 当該第三者の名称及び住所並びに代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
  - 三 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
  - 四 当該個人データの項目
- 4 研究所は、前2項の規定により作成した記録を、国立研究開発法人産業技術総合研究所文書・管理 決裁規程第24条で定める期間保存しなければならない。ただし、個人データの提供が前条第1項又は 第3項に該当する場合はこの限りではない。

(第三者提供を受ける際の記録の作成等)

- 第22条 研究所が第三者から個人データの提供を受けるに際しては、部門等保護責任者は、次に掲げる 事項の確認を行わなければならない。ただし、当該提供が法27条第1項各号のいずれかに該当する場 合はこの限りではない。
  - 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名
  - 二 当該第三者による個人データの取得の経緯
- 2 研究所が、第三者から個人データの提供を受ける際の確認を行う方法は、確認を行う事項の区分に 応じて、それぞれ次のとおりとする。
  - 一 前項第1号に該当する場合、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な 方法
  - 二 前号第2号に該当する場合、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法
- 3 部門等保護責任者は、第1項の規定による確認を行ったときは、次に掲げる場合に応じて、記録を 作成しなければならない。
  - 一 法第27条第1項に基づき本人の同意を得て個人データの提供を受けた場合
    - イ 本人の同意を得ている旨
    - ロ 第三者の氏名又は名称
    - ハ 第三者の住所

- 二 第三者が法人である場合は、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名
- ホ 第三者による当該個人データの取得の経緯
- へ 個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- ト 個人データの項目
- 二 個人情報取扱事業者ではない第三者から提供を受けた場合
  - イ 第三者の氏名又は名称
  - ロ 第三者の住所
  - ハ 第三者が法人である場合は、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名
  - 二 第三者による当該個人データの取得の経緯
  - ホ 個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
  - へ 個人データの項目
- 4 前項の記録は、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データ の提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に記録すべき事項が 記載されているときは、当該書面をもって第三者から個人データの提供を受けたときの記録に代える ことができる。
- 5 研究所は、第3項から前項までの規定により作成した記録を、国立研究開発法人産業技術総合研究 所文書管理・決裁規程第24条で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第23条 研究所は、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、法第 27条第1項各号に掲げる場合を除くほか、法第31条第1項各号に掲げる事項について、あらかじめ施 行規則第26条で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供 してはならない。

(仮名加工情報の取扱い)

**第24条** 研究所は、仮名加工情報を取り扱うときは、法第4章第3節で定めるところに従わなければならない。

(匿名加工情報の取扱い)

**第25条** 研究所は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。)を取り扱うときは、法第121条で 定めるところに従わなければならない。

(学術研究目的で行う個人情報の取扱い)

**第26条** 研究所は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、法の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第2節 個人番号・特定個人情報・特定個人情報ファイルの利用・要求等の制限 (個人番号の利用の制限)

第27条 部門等保護責任者は、当該部門等における個人番号の利用を、番号法にあらかじめ定める利用 範囲に限らなければならない。 (提供の要求及び求めの制限)

- 第28条 個人番号関係事務を処理する役職員等及び研究所が行う個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号関係事務を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用等事務実施者(個人番号利用事務又は個人番号関係事務を処理する者及び個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。)に対し個人番号の提供を求めることができる。
- 2 役職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個 人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第29条 役職員等は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第30条 役職員等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報等の提供の制限)

- 第31条 役職員等は、番号法に定める場合を除き、特定個人情報等の提供をしてはならない。 (特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域)
- 第32条 部門等保護責任者は、当該部門等における特定個人情報等を取り扱う情報システムを管理する 区域(以下「管理区域」という。)を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるとともに、管理区域 において、入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器等の制限等の措置を講じなければなければならない。
- 2 部門等保護責任者は、当該部門等における特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域について 特定個人情報等担当者以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧できないように留意しなければならない。

### 第3節 個人情報等の安全管理措置

(安全管理措置)

- 第33条 研究所は、その取り扱う安全管理対象情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「情報漏えい等」という。)の防止その他の安全管理対象情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 部門等保護責任者は、当該部門等における安全管理対象情報の情報漏えい等の防止その他の安全管理対象情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(アクセス制限)

- 第34条 部門等保護責任者は、安全管理対象情報の秘匿性等その内容に応じて、当該安全管理対象情報 にアクセスする権限(以下「アクセス権限」という。)を有する役職員等の範囲と権限の内容を、当 該役職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限らなければならない。
- 2 アクセス権限を有しない役職員等は、安全管理対象情報にアクセスしてはならない。
- 3 役職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で安全管理対象情報 にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

- 第35条 部門等保護責任者は、役職員等が業務上の目的で安全管理対象情報を取り扱う場合であって も、次に掲げる行為については、当該安全管理対象情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行 うことができる場合を限定し、役職員等は、当該部門等保護責任者の指示に従い行なわなければなら ない。
  - 一 安全管理対象情報の複製
  - 二 安全管理対象情報の送信
  - 三 安全管理対象情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
  - 四 その他安全管理対象情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第36条 役職員等は、個人データの内容に誤り等を発見した場合には、部門等保護責任者の指示に従い、訂正等を行なわなければならない。

(媒体の管理等)

第37条 役職員等は、部門等保護責任者の指示に従い、安全管理対象情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行なわなければならない。

(廃棄等)

第38条 役職員等は、安全管理対象情報又は安全管理対象情報が記録されている媒体(端末及びサーバ に内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、部門等保護責任者の指示に従い、当該安全管理対象情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行なわなければならない。

(安全管理対象情報の取扱状況の記録)

- 第39条 部門等保護責任者は、安全管理対象情報の秘匿性等その内容に応じて、記録簿等を整備し、当該安全管理対象情報の利用、保管等の取扱いの状況について、取扱主任に記録させなければならない。
- 2 部門等保護責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、当該特定個人情報等の利用、保管等の取扱状況について、特定個人情報等担当者に記録させなければならない。

第4節 情報システムにおける安全の確保等

(情報システムにおける安全の確保)

第40条 安全管理対象情報(情報システムで取り扱うものに限る。以下この節(第52条を除く。) に おいて同じ。)の安全の確保等については、この節及び次節に定めるもののほか、情報セキュリティ 規程及び情報セキュリティ実施要領(28要領第60号)の定めるところによる。

(アクセス制御)

- 第41条 部門等保護責任者は、安全管理対象情報の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等 (パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能 (以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 部門等保護責任者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措

置を講じなければならない。

(アクセス記録)

- 第42条 部門等保護責任者は、安全管理対象情報の秘匿性等その内容に応じて、当該安全管理対象情報 へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、及びその記録を定期的に分析するために 必要な措置を講じなければならない。
- 2 部門等保護責任者は、情報システムで取り扱う特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期及び必要に応じ随時に分析等をするための体制を整備しなければならない。
- 3 部門等保護責任者は、前二項のアクセス状況の記録の改ざん、窃取又は不正な消去若しくは削除の防止のために必要な措置を講ずるとともに、当該記録の分析等を行わなければならない。

(アクセス状況の監視)

- 第43条 部門等保護責任者は、役職員等が当該部門等の安全管理対象情報を含む情報を情報システムから出力する場合について、安全管理対象情報の秘匿性等その内容に応じて、基準を定めなければならない。
- 2 役職員等は、前項の基準を超えて安全管理対象情報を含む情報を情報システムから出力する場合には、あらかじめ当該安全管理対象情報を保有する部門等保護責任者の承認を受けなければならない。 (管理者権限の設定)
- 第44条 部門等保護責任者は、安全管理対象情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者 権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権 を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

(外部からの不正アクセスの防止)

- 第45条 部門等保護責任者は、安全管理対象情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセス を防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。 (不正プログラムによる漏えい等の防止)
- 第46条 部門等保護責任者は、不正プログラムによる安全管理対象情報の情報漏えい等の防止のため、 ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講じなければならない。

(情報システムにおける安全管理対象情報の処理)

- 第47条 役職員等は、安全管理対象情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去しなければならない。
- 2 前項の場合の場合において、部門等保護責任者は、安全管理対象情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、不要となった情報の消去等の実施状況を確認しなければならない。 (暗号化)
- 第48条 部門等保護責任者は、安全管理対象情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な 措置を講じなければならない。
- 2 役職員等は、処理する安全管理対象情報について、当該安全管理対象情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化(適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等を含む。)を行わなければ

ならない。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第49条 部門等保護責任者は、安全管理対象情報の秘匿性等その内容に応じて、当該安全管理対象情報 の情報漏えい等の防止のため、記録機能を有する情報機器、電磁的記録媒体等の情報システムへの接 続の制限(当該情報機器、電磁的記録媒体等に搭載するフトウェア更新への対応を含む。)等の必要 な措置を講じなければならない。

(端末の限定)

**第50条** 部門等保護責任者は、安全管理対象情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末 (以下単に「端末」という。)を限定するために必要な措置を講じなければならない。

(端末の盗難防止等)

- 第51条 部門等保護責任者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、当該端末を設置する室 の施錠等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 役職員等は、部門等保護責任者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外 部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

**第52条** 役職員等は、端末の使用に当たっては、安全管理対象情報が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(入力情報の照合等)

第53条 役職員等は、情報システムで取り扱う安全管理対象情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の安全管理対象情報の内容の確認、既存の安全管理対象情報との照合等を行なわなければならない。

(バックアップ)

**第54条** 部門等保護責任者は、安全管理対象情報の要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第55条 部門等保護責任者は、安全管理対象情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

第5節 情報システム室等の安全管理

(情報システム室等の入退管理)

- 第56条 部門等保護責任者は、安全管理対象情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員等の立会い、監視設備による監視、電磁的記録媒体等の持ち込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じなければならない。安全管理対象情報を記録する媒体を保管するための施設(以下「保管施設」という。)を設けている場合であって、必要があると認めるときも、同様とする。
- 2 部門等保護責任者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退

の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講じなければならない。

3 部門等保護責任者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立ち入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備し(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム室等の管理)

- 第57条 部門等保護責任者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講じなければならない。
- 2 部門等保護責任者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

#### 第6節 業務の委託等

(業務の委託等)

- 第58条 研究所は、安全管理対象情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された安全管理対象情報(以下この節において「委託情報」という。)の安全管理が図られるよう、委託を受けた者(以下この節において「委託先」という。)に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 部門等保護責任者は、安全管理対象情報の取扱いに係る業務(個人番号関連事務を除く。以下この 節において同じ。)を外部に委託する場合には、委託情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選 定することがないよう、必要な措置を講じ、当該委託に係る契約書に、次に掲げる事項が記載されて いることを確認するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、委託情報 の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。
  - 一 委託情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
  - 二 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定 する子会社をいう。)等である場合も含む。以下この条において同じ。)の制限又は事前承認等再 委託に係る条件に関する事項
  - 三 委託情報の複製等の制限に関する事項
  - 四 委託情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
  - 五 委託終了時における委託情報の消去及び媒体の返却に関する事項
  - 六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- 3 部門等保護責任者は、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、当該委託を受けた者 (以下この節において「個人番号関係事務委託先」という。)において、番号法に基づき研究所が果 たすべき安全措置と同等の措置が講じられるよう、あらかじめ確認しなければならない。
- 4 部門等保護責任者は、安全管理対象情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに委託情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認しなければならない。
- 5 部門等保護責任者は、個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、個人番号関係事務委 託先において、番号法に基づき研究所が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必

要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 6 部門等保護責任者は、委託先において、委託情報の取扱いに係る業務が再委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)される場合には、委託先に第2項に規定する措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る委託情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は自ら第3項に規定する措置を実施しなければならない。
- 7 部門等保護責任者は、個人番号関係事務委託先において、個人番号関係事務の全部又は一部が再委 託される場合には、当該委託をする個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管 理が図られることを確認した上で、再委託の諾否を判断しなければならない。
- 8 部門等保護責任者は、安全管理対象情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、秘密保持義務等安全管理対象情報の適正な取扱いに関する事項が労働者派遣契約書に記載されていることを確認しなければならない。
- 9 部門等保護責任者は、安全管理対象情報を第三者に提供又は当該情報の取扱いに係る業務を委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、安全管理対象情報の秘匿性等その内容を考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の仮名化措置を講じなければならない。

#### 第7節 安全管理上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

- 第59条 役職員等は、安全管理対象情報の情報漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる 事案(以下単に「事案」という。)の発生のおそれを認識した場合には、直ちに当該安全管理対象情報を管理する部門等保護責任者に報告しなければならない。
- 2 役職員等は、特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び特定個人情報等担当者が個人情報保護法等に違反している事実又は兆候を把握した場合には、直ちに当該特定個人情報等を管理する部門等保護責任者に報告しなければならない。
- 3 部門等保護責任者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセス又は不正プログラムの感染が疑われる端末のLANケーブルを抜く等、被害拡大防止のために直ちに行い得る措置については、直ちに行う(役職員等に当該措置を行わせることを含む。)ものとする。
- 4 部門等保護責任者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。
- 5 総括保護管理者は、前項の規定により報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の 内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告しなければならない。
- 6 前項の場合において、総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状 況等について、経済産業大臣に対し、速やかに情報提供を行うものとする。
- 7 総括保護管理者は、安全管理対象情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって施行規則第7条で定めるものが生じたときは、以下の各号の措置をとらなければならない。
  - 一 施行規則第8条で定めるところによる、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会(内閣府設置

- 法(平成11年法律第89号)第64条の規定により内閣府に置かれる個人情報保護委員会をいう。以下同じ。)への報告
- 二 施行規則第9条で定めるところによる,他の個人情報取扱事業者への通知(研究所が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該安全管理対象情報の取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合に限る。)
- 三 施行規則第10条で定めるところによる、本人に対する、当該事態が生じた旨の通知
- 8 総括保護管理者は、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他特定個人情報 の安全の確保に係る重大事態又はそのおそれのある事案が発覚した場合には、事実関係及び再発防止 策等について、直ちに個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- 9 部門等保護責任者は、発生した事案の原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(公表等)

- 第60条 総括保護管理者は、発生した事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、 当該事案に係る個人情報の本人への対応等の措置を講じなければならない。
- 2 前項の公表を行う場合において、総括保護管理者は、当該公表を行う事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会及び経済産業大臣に情報の提供を行うものとする。
  - 第6章 個人情報ファイルの保有に関する事前通知等

(個人情報ファイルの保有に関する事前通知)

- **第61条** 研究所が個人情報ファイルを保有しようとするときは、部門等保護責任者は、あらかじめ、総 括保護管理者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとする ときも、同様とする。
  - 一 個人情報ファイルの名称
  - 二 当該部門等の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる部室等の名称
  - 三 個人情報ファイルの利用目的
  - 四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項 において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この条において「記録範囲」という。)
  - 五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
  - 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
  - 七 記録情報を研究所以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
  - 八 当該個人情報の訂正、利用の停止、消去又は提供の停止に関して他の法律又はこれに基づく命令 の規定により特別の手続きが定められているときの、当該法律又は命令の条項
  - 九 電算処理あるいはマニュアル処理の個人情報ファイルの別
  - 十 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
  - 十一 本項に基づき通知をした事項を変更しようとするときの、当該変更の予定年月日
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- 一 特定個人情報又は要配慮個人情報が記録されていない個人情報ファイルであって、次に掲げるもの
  - イ 前項の規定による事前通知に係る部門等の個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部 又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該事 前通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
  - ロ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
  - ハ 本人の数が1000に満たない個人情報ファイル
- 二 特定個人情報又は要配慮個人情報が記録されている個人情報ファイルであって、次に掲げるもの イ 前項の規定による事前通知に係る部門等の個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部 又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該事 前通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
  - ロ 記録される個人情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル
  - ハ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- 3 部門等保護責任者は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該部門等が 保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第1号ハに該当するに至ったときは、遅滞な く、総括保護管理者にその旨を通知しなければならない。

(特定個人情報ファイルの保有に関する事前通知等)

- 第62条 研究所が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、部門等保護責任者は、あらかじめ 総括保護管理者に保有又は変更の必要性について協議をしなければならない。
- 2 総括保護管理者は、前項の規定により協議を受け、特定個人情報ファイル(専ら研究所の役職員等 又は役職員等であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保 護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特 定個人情報ファイルを保有する前に、番号法第27条の規定により、同条第1項各号の事項を評価した 結果を記載した書面(以下この項において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求め、 当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて個人情報保護委員会の承認を受ける こと等必要な手続き等を行わなければならない。
- 3 前項の規定は、個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報ファイルの重要な変更について準用 する。
- 4 総括保護管理者は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、番号法第28条の2の規定により、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行わなければならない。
- 5 総括保護管理者は、研究所が保有している特定個人情報ファイルについて、番号法第28条の3第1項の規定により、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について個人情報保護委員会による検査を受けるものとする。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第63条 総括保護管理者は、法第75条、第108条及び個人情報の保護に関する法律施行令第20条で定める

ところにより、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

(部門等個人情報管理簿の整備)

- 第64条 部門等保護責任者は、第54条に規定する事前通知に係る個人情報ファイルの他、個人の権利利 益を保護するために必要と認める個人情報について、保有、安全性確保の措置及び利用又は提供等の 主要事項を記録した部門等個人情報管理簿を作成するものとする。
- 2 前項に規定する部門等個人情報管理簿は、部門等で一の帳簿とし、取扱主任が記録の事務及びその 管理を行うものとする。

第7章 個人情報保護窓口の設置等及び苦情処理

(個人情報保護窓口の設置等)

- 第65条 保有個人情報の開示請求、訂正請求又は利用停止請求の受付等の事務を行う窓口(以下「個人情報保護窓口」という。)を、東京本部及び研究拠点に置くことができる。
- 2 個人情報保護窓口は、研究所における個人情報等の取扱いに係る苦情の相談の事務を行う窓口(以下「苦情相談窓口」という。)を兼ねるものとする。

(苦情処理の申出の受付等)

- 第66条 研究所は、苦情相談窓口において、苦情の申出を受付ける。
- 2 研究所は、苦情相談窓口において苦情の申出を受付けたときは、苦情に関する当該個人情報等の取扱いの状況等を迅速に調査して、当該個人情報等を取り扱う部門等保護責任者に適切な処理を行わせなければならない。
- 3 研究所は、苦情に関する調査の結果は、必要と認めるときは、苦情を申し出た者に書面で通知する ものとする。

(苦情処理)

第67条 部門等保護責任者は、前条第2項の規定によりその置かれる部門等における個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第8章 監査及び点検の実施

(監査)

- 第68条 個人情報等の適切な管理を検証するため、この規程に定める措置の状況を含む研究所における 個人情報等の管理の状況の監査は、国立研究開発法人産業技術総合研究所内部監査規程 (18規程第15号) で定めるところにより行う。
- 2 監査室長は、前項の規定により監査を行ったときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第69条 部門等保護責任者は、当該部門等が取り扱う個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。

(評価及び見直し)

第70条 総括保護管理者及び部門等保護責任者は、第67条の監査又は前条の点検の結果等を踏まえ、実 効性等の観点から個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるとき は、その見直し等の措置を講じなければならない。 (規程の施行状況の調査)

- 第71条 総括保護管理者は、各部門等に対して、この規程の施行の状況の報告を求めるものとする。
- 2 総括保護管理者は、この規程の施行の状況に対して、是正が必要であると認めるときは、当該部門等保護責任者に是正の勧告を行うことができる。

第9章 雜則

(行政機関との連携)

第72条 研究所は、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)を踏まえ、当該方針に基づき、研究所を所管する経済産業省と緊密に連携して、個人情報等の適切な管理を行う。

(開示、訂正及び利用停止)

第73条 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する事項は、別に定める。

(行政機関等匿名加工情報の提供等)

第74条 行政機関等匿名加工情報の提供等に関する事項は、別に定める。

#### 附 則(令03規程第38号・全部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の規定による改正前にした国立研究開発法人産業技術総合研究所個人情報の保護に関する規程の規定による指名、通知その他の行為は、国立研究開発法人産業技術総合研究所個人情報の保護に関する規程(以下「新規程」という。)の適用については、新規程の相当規定によってしたものとみなす。

(読み替え)

第3条 令和5年4月1日以降は、第24条中「法第121条」は「法第123条」と、第62条中「第108条及び個人情報の保護に関する法律施行令第20条」は「第110条及び個人情報の保護に関する法律施行令第21条」とそれぞれ読み替える。